知っておきたい相続の流れ

大切な家族が亡くなると、遺族は悲しみにくれる間もなく通夜や葬儀に追われることになる。死亡届の提出や公的年金の停止手続きなどやるべきことは多い。相続の準備も進めなければならない。相続は遺産の多寡にかかわらず複雑な事情をはらみ、限られた期間内に済ませるべき手続きも多岐にわたる。いつか来る〝そのとき〟になって慌てないためにも、いつまでに何をするのか相続の手順を知り、心の備えをしておきたい。

広告

スケジュールを共有して円滑に

相続は被相続人（財産を譲り渡す人）の死亡により始まる。相続税の申告・納付期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内と思いのほか短い。いつまでに何を済ませるのか、あらかじめ関係者全員でスケジュールを共有しておくと安心感が生まれ、話し合いもスムーズに進みやすい。相続開始から6カ月ころまでに相続財産を確定できれば、遺産分割協議をまとめる時間は確保できるだろう。

具体的な相続の手続きでは、まず遺言書の有無を確認する。遺言書がある場合には、故人の意思を尊重して手続きを進めることになる。

遺言書がない場合は「誰が財産を引き継ぐのか」を明らかにするため、戸籍謄本などにより法的に相続の権利がある法定相続人を確定する。また「何を引き継ぐのか」を把握するため、故人の財産・債務を調査。現金・預貯金や有価証券、不動産のほか、銀行借入金などの債務も相続財産となる。債務が多い場合は、家庭裁判所に申し出ることで、相続放棄や相続財産の範囲内で借金を負担する限定承認の手続きも可能だ。

後日になって新たな相続人や相続財産が見つかるとトラブルになる恐れがあるため、調査は念入りにしたい。特に何が相続財産に該当し、どのように評価するのか、素人では分かりにくいことも多い。判断に困った場合は相続に詳しい税理士など専門家に任せた方が安心だ。無料で相談できる税理士法人もある。

法定相続人と相続財産が明らかになったら、すべての法定相続人で「どのように引き継ぐのか」を話し合う。

遺産分割協議がまとまったら、相続税の申告・納付となる。相続税は、相続財産から非課税枠である基礎控除額を差し引いた金額に課税される。遺産の評価額が基礎控除額以下なら相続税は発生せず、税務署への申告も必要ない。評価額が基礎控除額を超える場合でも、申告することで適用できる配偶者控除や小規模宅地等の特例により相続税がかからない場合もある。相続税の納付後は不動産の相続登記などを早めに済ませたい。

遺言書は遺留分に留意して作成

相続を巡る親族間の争いを防ぐ有効な手段である遺言書には、自筆証書遺言と公正証書遺言がある。

自筆証書遺言は原則遺言者が全文、日付、氏名を自筆で書き、押印する。自分でいつでも自由に作成や書き直しができる半面、形式の不備などがあると遺言が無効になる場合がある。家庭裁判所で相続人が立ち会って内容を確認する検認手続きも必要だ。

2020年7月10日には「遺言書保管法」が施行予定で、法務局が自筆証書遺言を保管する制度の利用が可能になる。紛失の心配がなくなるうえ、形式不備で無効になる事態を防げると期待される。

一方、公正証書遺言は公証役場で2人以上の証人が立ち会い、遺言者が口述した内容を公証人が遺言書にまとめるのが特徴だ。作成に費用はかかるが法的有効性が高く、形式不備により無効になる恐れはほとんどない。家庭裁判所の検認手続きも不要だ。

遺言を作成する際は遺留分に注意したい。法定相続人が最低限相続できる相続財産の割合のことで、すべての財産を誰か一人に与えるといった遺言書を作成してしまうと、遺留分を求めて訴訟を起こされる恐れがある。遺留分に留意しながら、どの財産を誰が引き継ぐのか作成したい。法定相続人以外でも、介護に尽くしてくれた人などに財産を残すことも可能だ。

遺言書は、財産を受け継ぐ家族の意向も聞きながら、できるだけオープンに作成した方がよいだろう。内容が明らかになっていれば、親族の誰かに不満があっても調整する時間はある。一人ひとりが相続問題と向き合い、協力することが、〝争族〟を避ける最良の方法といえる。

相続税の過大納付で還付の例も

相続税の申告・納付を怠った場合、通常の相続税に加えて加算税や延滞税が課せられる恐れがある。申告漏れを指摘される例は少なくない。

国税庁によれば、2017事務年度（17年7月～18年6月）に1万2576件の税務調査を実施し、そのうち83・7%で申告漏れなどが見つかった。申告漏れ相続財産の構成比を見ると、現金・預貯金が最も多かった。

税務調査では被相続人が子どもや孫の名義で預金し、通帳や印鑑を渡さずにいる「名義預金」がないかなども丹念に調べられる。うっかりミスを防ぐためにも、相続税の申告や生前対策は相続に詳しい税理士に任せた方が安心だ。

その一方で、相続税納付後に過大納付が見つかるケースもある。過大納付が分かった場合は、納税者が更正の請求をすることで、納税した相続税の一部が還付されることがある。

例えば、相続財産の大きな部分を占める土地の評価額が下がり、相続税の還付に至る例は多い。土地の評価には様々な特例や評価減のポイントがある。それらを踏まえて適正な土地評価を行うには高度な専門性が求められるため、知見を持つ税理士とそうでない税理士では納める税額に差が生まれやすい。

多くの都市農家や地主の相続を支援してきたランドマーク税理士法人は、土地評価の際、現地調査を実施して土地の形状や周囲の状況などを確認。様々な要素を考慮して評価額を算出する。豊富な経験に裏付けられたノウハウにより、相続税還付の実績は受任案件の90%以上に上る。

相続税納付後でも、気になる場合はセカンドオピニオンを求めてみるのもよいだろう。還付に至らなくても、適正に申告されていたという安心感が得られるはずだ。

一般的な相続手続きの流れ

相続発生

- 通夜・葬式（7日以内）
  - ●死亡届の提出
  - ●会社などへの届出
- 初七日の法要（1カ月以内）
  - ●健康保険・年金などの停止
  - ●戸籍謄本・住民票の取得
  - ●遺言書の有無の確認
- 四十九日の法要（3カ月以内）
  - ●各種保険の請求
  - ●相続人の調査・確認
  - ●相続財産の把握
- 相続放棄または限定承認の手続き（4カ月以内）
- 所得税の申告と納付（準確定申告）※（10カ月以内）
  - ●遺産分割協議
  - ●相続登記
  - ●相続税額の計算
- 相続税の申告と納付
  - ●相続財産の名義変更手続き

※確定申告の必要がある人が亡くなった場合

ランドマーク税理士法人は
相続・事業承継に特化した数少ない税理士事務所です

ランドマーク税理士法人は、相続相談1万5000件、相続税申告3500件超の実績を誇る、相続税申告・生前対策・各種税務申告の専門税理士事務所です。東京・神奈川・埼玉を中心に12拠点を展開。国税局OBなど180人を超える相続税に強い社員が相続をフルサポートします。初回の相談は無料です（60～90分）。

拠点一覧

本社
■タワー事務所　横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階

支店
【東京エリア】
◆東京丸の内事務所　千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
◆新宿駅前事務所　新宿区新宿2丁目5番5号 新宿土地建物 第11ビル3階
◆池袋駅前事務所　豊島区南池袋2丁目26番4号 南池袋平成ビル9階
◆町田駅前事務所　町田市原町田4丁目7-14 リンズワンビル3階

【神奈川エリア】
◆横浜緑事務所　横浜市緑区台村町644番地
◆川崎駅前事務所　川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎8階
◆登戸駅前事務所　川崎市多摩区登戸3185番地2階
◆湘南台駅前事務所　藤沢市湘南台2丁目4番11号 朝日生命湘南台ビル2階

【埼玉エリア】
◆朝霞台駅前事務所　朝霞市西原1-2-2 リーヴ北朝霞ビル6階

【ランドマーク行政書士法人】
◆中山事務所　横浜市緑区中山1丁目27番6号 2階
◆鴨居駅前事務所　横浜市都筑区池辺町4364番地

◇提供番組「とれたてキス」が好評放送中
どんな人が、どう作っているかわかって食べたら、美味しいって思う気持ちもきっと変わる。だったら行ってみよう！とれたてをいただいちゃいましょう！きっと笑顔になる！
毎週水曜 よる11時07分～
（TBS 関東ローカル）

SKE48
鎌田菜月・熊崎晴香

◇絶賛放送中
・TBS「サンデーモーニング」毎週日曜8:00～（番組提供中）
・ラジオ「ニッポン放送」CM放送中
・ラジオ「FMヨコハマ」CM放送中
・テレビ「TOKYO MX」CM放送中
・テレビ「テレビ神奈川」CM放送中
・テレビ「千葉テレビ」CM放送中
・テレビ「テレビ埼玉」CM放送中

定例セミナー　※定例セミナーは月1回の開催です。

「遺言書作成における留意点」開催

そろそろ家族のためにも遺言書を書こうと思っているが、何を書いたらいいのかわからないという方は少なくありません。遺言書の作成の仕方をわかりやすくご説明します。

定例セミナー、税務無料相談会の参加者に、ランドマーク税理士法人・清田代表執筆の書籍をプレゼント

日時：3月20日（水）14:00～16:00
（セミナー1時間・個別相談1時間）
会場：東京丸の内事務所
千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階

「税務無料相談会」随時開催

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて頂くために、下記資料をお持ちください。
・財産の概算額がわかるもの（メモ書きでも可）
・固定資産税の納税通知書
・確定申告書

日時：毎週火曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：新宿駅前事務所／池袋駅前事務所／町田駅前事務所

日時：毎週水曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：東京丸の内事務所／湘南台駅前事務所／タワー事務所

日時：毎週木曜日 ①13:00～14:00 ②15:30～16:30
会場：川崎駅前事務所／朝霞台駅前事務所

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
0120-48-7271（ヨハ セツゼイ） フリーダイヤル受付時間 平日9:00～19:00／土曜日9:00～18:00／日曜日10:00～17:00

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします

税理士 坂口 元一
〈経歴〉ランドマーク税理士法人勤務
入社以来、中小企業の法人税申告、個人の確定申告や資産税の申告業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士 住田 靖昭
〈経歴〉株式会社広島銀行勤務 会計事務所勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
銀行員時代は法人・個人の融資を経験。会計事務所では、一般法人を中心とした税務を経験。その後、ランドマーク税理士法人にて、資産税を中心とした経験を積み、各種セミナー講師を務めている。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

公認会計士・税理士 植松 務
〈経歴〉株式会社東日本銀行勤務 監査法人勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
銀行に13年間勤務し、主に中小企業向け融資を担当した。監査法人では上場会社監査、金融商品取引法監査、会社法監査、任意監査、各種コンサルティングを担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士 永瀬 寿子
〈経歴〉金融機関システム部門、メーカー経理部門 その後、ランドマーク税理士法人勤務
不動産賃貸等の個人事業主・同族法人の節税相談、都市農地所有者の相続税申告を扱う。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 岡山 敦
〈経歴〉国税局査察部査察官 税務署（所得税・法人税担当） その後、ランドマーク税理士法人勤務
調査一筋27年。遊戯業、飲食業等の繁華街を中心に調査実務を担当した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 金子 守
〈経歴〉国税局調査第三部調査部門調査官 税務署審理専門官（法人課税） その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局調査部ではリース業、貸金業、レコード業など、大規模法人を調査した。審理専門官では署内の質疑、納税者の相談担当を行った。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

弁護士・税理士 太田 壽郎
〈経歴〉ランドマーク税理士法人 タワー事務所 所長 丸の内相続大学校 校長
東京大学法学部卒業後、警察庁に勤務。その後東京簡易裁判所判事も務めた。相続実務のプロフェッショナルを育成する「丸の内相続大学校」を開校し、後進の育成にも力を注いでいる。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士・行政書士 清田 幸弘
ランドマーク税理士法人 代表社員
〈経歴〉地元農協に9年間勤務 資産税専門の会計事務所勤務 清田幸弘税理士事務所を設立し現在に至る
1997年、清田幸弘税理士事務所（現ランドマーク税理士法人）を設立し、現在12支店で活動中。急増する相談案件に対応すべく、相続の相談窓口「丸の内相続プラザ」を開設。著書「お金持ちはどうやって資産を残しているのか」（あさ出版）「宅地相続の実務」（ぎょうせい）「相続税の基本法規」（税務研究会）他
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 吉見 和典
〈経歴〉国税局調査第一部国際情報専門官 国税局資料調査課主査（外国人担当） 税務署特別調査官（法人担当） その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局調査部では国際課税、Q&A（中央経済社）「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 小倉 正裕
〈経歴〉国税局に35年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
各税務署では主に個人課税部門で、個人事業主や資産家などの所得税・消費税の税務調査に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

元国税調査官・税理士 石丸 司
〈経歴〉国税局に30年間勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
国税局調査部に通算17年勤務し、日本を代表する大規模法人を長年調査した。特に、国際税務の分野で移転価格税制、タックスヘイブン税制、外国人の申告調査に専門性がある。
共著「個人の国際課税 Q&A」（中央経済社）「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士・不動産鑑定士 松下 豊
〈経歴〉メーカー経理部、不動産鑑定士事務所、税理士法人に勤務 その後、ランドマーク税理士法人勤務
30年間で13回の転勤を重ね、主に資産課税（相続税・贈与税・譲渡所得）の調査事務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

公認会計士・税理士 伊藤 満
〈経歴〉新日本有限責任監査法人勤務 東邦監査法人 代表社員・業務執行社員 その後、ランドマーク税理士法人勤務
監査法人に33年間勤務。非鉄鉱山業、小売業、金融業、化学工業、その他製造業など多くの業種の金商法・会社法等に基づく監査業務に従事した。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

税理士 笹原 利彦
〈経歴〉ランドマーク税理士法人勤務
普通法人の経理部勤務を経て税理士事務所で税理士としての経験を積む。他方、不動産鑑定士資格を有し不動産鑑定業の実務経験もある。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）
入社以来、資産税業務を中心とした申告業務、相談業務に従事している。
共著「都市農家・地主の税金ガイド」（税務研究会）

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部【法人番号】第1606号
【代表】清田 幸弘【設立】1997年【支部】丸の内、新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜緑区、川崎、登戸、湘南台、朝霞台

お問い合わせ
フリーダイヤル 0120-48-7271
平日9:00～19:00 土曜日9:00～18:00
日曜・祝日10:00～17:00 ※一部例外日あり

ランドマーク税理士法人 検索
https://www.landmark-tax.com/

ランドマーク税理士法人
神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
アクセス：みなとみらい線「みなとみらい駅」直結 徒歩3分